

平成 27 年度 第 1 回那須烏山市総合教育会議次第

日時：平成 27 年 8 月 27 日（木）

16：30～

場所：烏山公民館 104 会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 自己紹介
4. 議 事
 - 1) 那須烏山市総合教育会議運営要綱（案）について
 - 2) 那須烏山市教育大綱（案）について
 - 3) 意見交換
 - 4) その他
5. その他
6. 閉 会

那須烏山市総合教育会議委員名簿

委員

団体名	役職名	氏名
那須烏山市	市長	大谷 範雄
那須烏山市教育委員会	教育長	田代 和義
那須烏山市教育委員会	教育長職務代理	滝口 由美子
那須烏山市教育委員会	委員	澤村 豊純
那須烏山市教育委員会	委員	岡崎 孝雄
那須烏山市教育委員会	委員	阿久津 昌子

事務局

担当課	役職名	氏名
総合政策課	課長	坂本 正一
秘書政策室	室長	福田 光宏
総務課	課長	清水 敏夫
こども課	課長	齋藤 進
学校教育課	課長	岩附 利克
生涯学習課	課長	佐藤 新一
文化振興課	課長	両方 裕

書記

担当課	役職名	氏名
学校教育課	課長補佐	大谷 啓夫

那須烏山市総合教育会議運営要綱（案）

平成27年 月 日

要綱学第 号

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に基づき設置する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局を教育委員会事務局学校教育課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

那 須 烏 山 市 教 育 大 綱 (案)

個性と魅力ある教育文化を育むまちづくり
～夢に向かってチャレンジする人づくり～

平成27年8月

那 須 烏 山 市

I 教育大綱について

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成27年4月に施行されました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化を図ることを目的としています。また、近年の教育行政においては、福祉や子育て、地域振興などの一般行政との緊密な連携が必要となっています。

これら法改正の趣旨などを踏まえ、市長に地域の実情に応じた教育等の振興に関する施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定が求められています。

そのため、法第1条の3第1項の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的として、教育大綱を策定します。

2 大綱策定にあたっての考え方

市長の目指す教育に対する考え方や目標については、平成20年3月に策定した那須烏山市総合計画・基本構想（平成20年度から平成29年度）に掲げられています。

その内容については、教育委員会が策定した那須烏山市教育振興ビジョン（平成23年度から平成27年度）においても示されています。

これらを踏まえ、那須烏山市教育振興ビジョンを教育大綱と位置付けます。

【那須烏山市総合計画・基本構想（教育分野抜粋）】

～総合計画（基本構想H20～29年度10年間）～

○基本目標

人と文化を育むふれあいのまちづくり

○基本構想

- ・学校教育の充実
- ・生涯学習の充実
- ・文化の振興
- ・スポーツの振興
- ・国際交流の推進

【那須烏山市市教育振興ビジョンの体系】

～教育振興ビジョン（H23～27年度5年間）～

○基本理念

個性と魅力ある教育文化を育むまちづくり

～夢に向かってチャレンジする人づくり～

○基本目標

- ・基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、豊かな心やたくましく生きるための健康、体力を見につけた子供の育成
- ・文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康で心豊かな市民の育成を目指す生涯学習社会の実現

○基本施策

(1) 生きる力をはぐくむ教育の充実

① 幼児教育の充実

② 学校教育の充実

(2) 生きがいと潤いに満ちた生涯学習社会の実現

① 生涯学習の充実と環境整備

② 青少年の健全育成

③ 家庭及び地域の教育力の向上

(3) 誇れる歴史、芸術文化の創造

① 芸術・文化の振興

② 歴史的資源の検証と活用

(4) 生涯スポーツのまちづくり

① 生涯スポーツのまちづくり

II 那須烏山市教育振興ビジョンについて

1 那須烏山市教育振興ビジョン（概要）

（1）基本理念

教育は、「人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を行うものであります。しかしながら、社会は今後ますます多様化、複雑化な変化が予想されます。このような時代を、社会の一員として、個人として、たくましく、しなやかに生きていくことができる力がますます必要となります。

また、これまで培ってきた本市の教育や伝統などを継承し、変化の激しい時代に生きる子どもたちの健やかな成長を地域社会が見守り、支え、応援していく社会と心豊かな人生を送るための生涯学習の実現を目指し、積極的に教育行政を推進していくため、その達成に努めます。

（2）基本目標

- 基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、豊かな心やたくましく生きるための健康、体力を身に付けた子どもの育成
- 文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康で心豊かな市民の育成を目指す生涯学習社会の実現

（3）基本方針

那須烏山市では、総合計画に基づき「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念として、新しいまちづくりを推進しています。教育委員会としても「個性と魅力ある教育文化を育むまちづくり～夢に向かってチャレンジする人づくり～」を目指し、豊かな知性と人間味あふれる健やかな心身を兼ね備え、自分の目標や夢に向かって全力で挑戦するとともに、郷土を大切にするなど、現在及び将来の社会をしっかりと担える人材の育成に努めます。

2 基本施策について

(1) 生きる力をはぐくむ教育の充実

① 幼児教育の充実

多様化する幼児教育・保育ニーズに対して、適切かつ柔軟に対応するために、幼児教育の機会と質を向上させるとともに子育て支援も実施します。

② 学校教育の充実

家庭や地域、関係機関との一層の連携を図りながら学校教育が抱える課題解決に努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体等の「生きる力」の調和のとれた育成を目指し、高い資質能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、一人一人の子どもたちが将来への夢をもち、いきいきと活動する学校、保護者や地域に信頼される学校づくりを目指します。

(2) 生きがいと潤いに満ちた生涯学習社会の実現

① 生涯学習の充実と環境整備

生涯学習の場を一層充実させるとともに、生涯学習の成果を活かして「自立と協働」を理念とし、地域自治の推進をはじめ地域社会の活性化を図ります。

② 青少年の健全育成

社会全体で青少年を支える仕組みや態勢を充実させて、家庭、学校、関係機関との連携により青少年を健やかに育みます。

③ 家庭及び地域の教育力の向上

家庭と地域の教育力の向上を目指して、家庭・学校・地域・関係機関が連携・協力し、子ども同士、大人同士、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動が行われるよう取り組みます。

(3) 誇れる歴史、芸術文化の創造

① 芸術・文化の振興

まちが元気になり、知的で魅力あるまちを創造していくため、地域の芸術・文化活動の活性化を推進します。

② 歴史的資源の検証と活用

近年の社会情勢や市民生活の変化等の中で、歴史的資源の継承、実効性のある保存・活用に努めます。

(4) 生涯スポーツのまちづくり

① 生涯スポーツのまちづくり

生涯スポーツの推進、体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上、スポーツ施設の整備と効果的活用を図り、明るく豊かで活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来とおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長(非常勤)については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主事者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらぬのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外には、非常勤の委員で構成する委員会での多数決で意思決定を行う仕組みは従来とおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることとされます。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がつけなかった事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会の権限に属する事項についても協議(＝自由な意見交換)を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられることができるとあり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合にも、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がつけなかった事項については尊重義務が生じます。

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に對する国の関与の見直しを図る。

施行日：平成27年4月1日



教育委員会制度、こう変わる



- <これまでの教育委員会の課題>
- > 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
 - > 教育委員会の審議が形骸化している
 - > いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
 - > 地域住民の民意が十分に反映されていない
 - > 地方教育行政の問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようになる必要がある

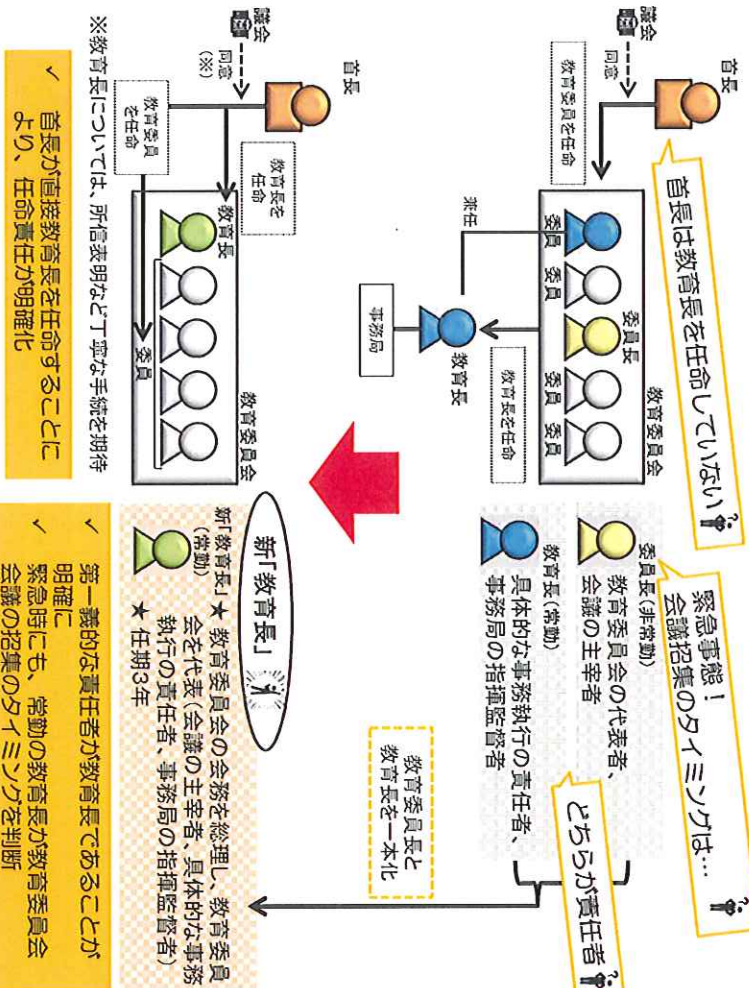


- <教育委員会の改革>
- > 教育行政における責任体制の明確化
 - > 教育委員会の審議の活性化
 - > 迅速な危機管理体制の構築
 - > 地域の民意を代表する首長との連携の強化
 - > いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

- 政治的中立性の確保**
- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
 - ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

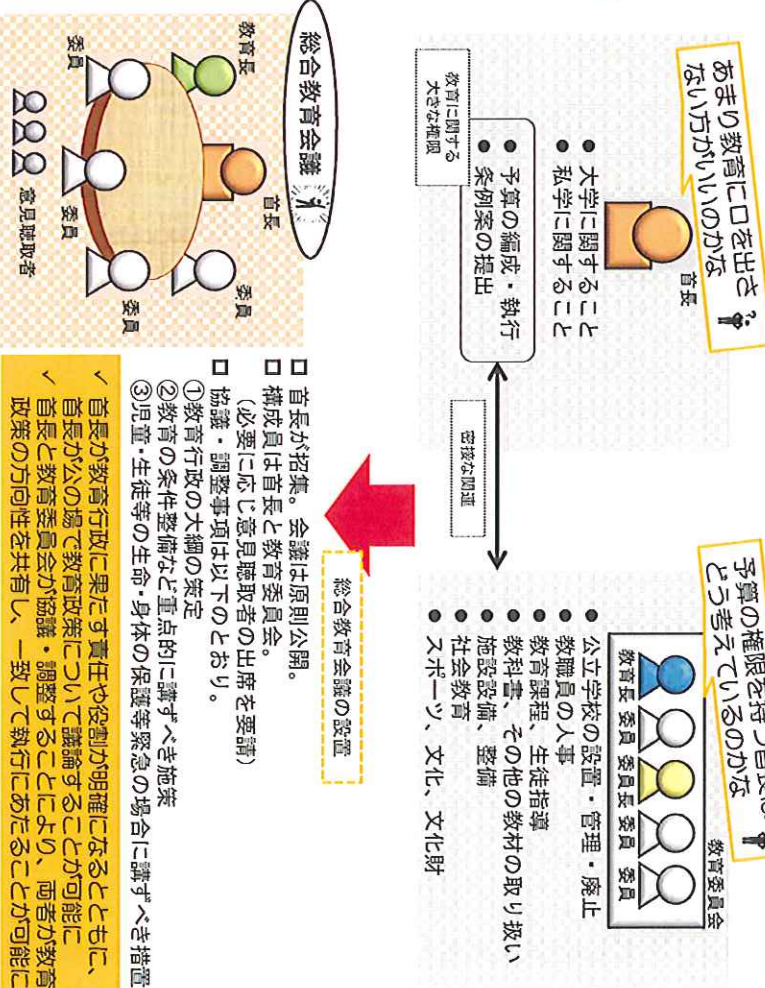
POINT ① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT ③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT ② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
- 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求が可能
- 教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する業務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT ④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化